

広川町配食サービス業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領（以下「本要領」という。）は、広川町配食サービス業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託事業者を選定するために、実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に係る手続きについて必要な事項を定める。

2 業務の目的

ひとり暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）に対し、本業務を実施することで、食事の確保と健康の保持増進を図るとともに安否確認を目的とする。

3 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

広川町配食サービス業務委託

(2) 履行場所

福岡県八女郡広川町（町内全域に配達可能であること）

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 提案上限額

契約は1食あたりの単価で契約を行う、単価契約とする。1食あたり、普通食（以下「セット」という。）750円（税別）、おかずのみ690円（税別）を提案上限額とする。この金額は、本業務を行う上での概算経費を示すものであり、予定価格や契約金額とするものでない。

(5) 業務内容

業務の詳細は、別紙「配食サービス業務委託 仕様書」のとおり

4 参加資格要件

参加者は次の掲げる要件を全て満たし、本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な業務遂行能力を有している者とする。

- (1) 令和7年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、未登録の場合は、参加表明書の提出期限までに登録すること。
- (2) 福岡県内に事業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、または再生計画の認可決定

が確定した場合を除く。)

- (6) 参加者または参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

5 競争入札参加有資格者名簿の追加登録

登録方法 URL : <https://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/soshiki/zeimukaikei/3/1/1/5182.html>

登録期間 公示日から令和7年10月16日（木）17時まで

※持参または郵送による申請ではなく、インターネットによる電子申請となるため注意すること。

問い合わせ先 広川町役場 税務会計課 会計係 TEL : 0943-32-1951 内線 170・171

E-mail : kaikei@town.hirokawa.lg.jp

6 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、あくまで予定であり、状況により変更になる場合もある。

内容	日程
①実施の公表	令和7年10月1日（水）
②参加資格・仕様書等に係る質問受付期間	令和7年10月1日（水）～令和7年10月7日（火）正午まで
③参加資格・仕様書等に係る質問回答期限	令和7年10月8日（水）
④参加表明書の提出期限	令和7年10月1日（水）～令和7年10月16日（木）17時必着
⑤参加資格要件等の審査	令和7年10月27日（月）
⑥参加資格審査結果通知	令和7年10月27日（月）
⑦企画提案書類等に係る質問受付期間	令和7年10月27日（月）～令和7年10月31日（金）正午まで
⑧企画提案書類等に係る質問回答期限	令和7年11月4日（火）
⑨企画提案書等の提出期限	令和7年10月27日（月）～令和7年11月11日（火）17時必着
⑩辞退届の提出期限	令和7年11月11日（火）17時必着
⑪企画提案ヒアリング	令和7年11月19日（水）13時以降（予定）
⑫結果の通知・公表	令和7年11月25日（火）（予定）
⑬契約締結	令和7年12月以降（予定）

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加資格要件、仕様書、企画提案書等の提出に必要な書類及び事業実施に係る内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

①提出方法

「質問書（様式1）」に質問内容を記入のうえ、電子メールで送付すること。その際、電子

メールが到着したか電話により必ず確認を行うこと。なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

②提出先

本要領「14 担当課」とする。

③受付期間

本要領「6 プロポーザル実施スケジュール」のとおりとする。

④質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、福岡県広川町のホームページに掲載し公表する

8 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

参加事業者は、本実施要領の各規定及び仕様書を理解した上で、下記書類を各1部提出すること。

①「プロポーザル参加表明書（様式2）」

※会社の概要が分かるもの（パンフレット等）を添付すること。

②「暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式3）」

③飲食店営業許可の写し

(2) 提出期限

令和7年10月16日（木）17時必着

(3) 提出先

本要領「14 担当課」とする。

(4) 提出方法

持参又は、押印した「プロポーザル参加表明書（様式2）」、「会社の概要が分かるもの（パンフレット等）」「暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式3）」「飲食店営業許可の写し」をPDF化したうえで、電子メールにより「14 担当課」へ提出すること。その際、電子メールが到着したか電話により必ず確認を行うこと。その後、原本については、電子メールにて送信した書類と同じものを「14 担当課」からの指示により提出すること。

(5) 留意事項

書類提出後の差し替えは認めず、書類の返却は行わない。

9 参加資格審査

参加申込時の提出書類及び参加資格要件に不備がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書を令和7年10月27日（月）に、電子メールにより通知する。

また、審査結果についての問合せには応じないものとし、結果に対して異議を申し立てることはできない。

10 参加資格審査を通過した事業者が提出する書類（企画提案書類等）

(1) 提出書類

①「企画提案書鑑（様式4）」

②「企画提案書（任意様式）」※（別添1）提案書作成要領に従い作成すること。
※指定様式の規格はA4判又はA3判によるものとし、A3判の場合は折り込みを必要とする。

③「見積書（様式5）」および「内訳書（様式5-2）」

※見積書及び内訳書は、1食あたりの単価をセット・おかずのみそれぞれ記載すること。

(2) 提出期限

令和7年11月11日（火）17時必着

(3) 提出先

本要領「14担当課」とする。

(4) 提出部数

6部（正本1部 副本5部）

(5) 提出方法

持参又は郵送により「14担当課」へ提出すること。

※郵送、宅配便等で提出の場合、表に「広川町配食サービス業務委託に係るプロポーザル提案書在中」と明記し、配達記録の残る方法で送付すること。

(6) 提出書類に関する留意事項

①提出書類等の変更等の制限

書類提出後においては、提出書類に記載された内容の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない理由があると判断した場合は、この限りではない。

②提出書類の取り扱い

- ・提出書類の返却は行わない。
- ・提出後の企画提案書等の修正及び変更は認めない。
- ・提出書類の著作権は参加者に帰属する。
- ・提出書類は、本プロポーザルにおける選考審査やその他本町が執務上必要とする場合のみ、提出書類の一部又は全部を使用できるものとする。

11 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

受託候補者の選考に資するため、参加者によるプレゼンテーション及び選考審査委員会によるヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

(1) 実施日時

令和7年11月19日（水）13:00～（予定であり変更になる場合もある。）

(2) 実施場所

広川町役場 2階 201会議（予定であり変更になる場合もある。）

(3) 実施内容

企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを（手持ち資料又は投影資料を用いて）行い、その後選考審査委員会によるヒアリングを行う。

(4) 参加人数

3名以内

(5) 留意事項

- ①参加者が事前に提出した参加表明書等及び企画提案書等、又はそれらを要約した資料等で説明することは認めるが、新たな内容の資料提示は認めない。
- ②要約した資料を用いる場合は6部を当日持参すること。
- ③投影スクリーン及びプロジェクター等は事務局が準備するので、その他パソコン等の必要な機器は当日持参すること。
- ④プレゼンテーション等への参加は必須とする。
- ⑤プレゼンテーション等の詳細については、「参加資格審査結果通知」による。

(6) 選考審査

①審査要領

提出された企画提案書等や、プレゼンテーション等により、参加者を審査・採点し、その総評点により参加者に順位を付け、受託候補者を選考する。

②審査機関

受託候補者の選考にかかる審査は、選考審査委員会において行う。

③審査基準

審査における審査基準は、以下に定めるとおりとする。

	評価項目	主な評価基準
1	提案内容の適合性	・事業目的や、仕様書を十分に理解し、それを踏まえた提案内容となっており、実現可能かつ具体的な内容となっているか。
2	調理・衛生管理	・調理場の衛生管理及び食品等の保管状況は適切か。 ・衛生管理マニュアルを作成しているか。 ・配達時における食中毒防止対応は適切か。
3	献立	・栄養成分に偏りが無く健康に配慮した献立となっているか。 ・彩り等に配慮し、食欲をそそる工夫がされているか。
4	職員体制	・本業務に係る責任者が配置されており、調理業務、配達業務、連絡調整業務それぞれの配置は適切か。 ・業務従事者に対する検便等の検査は適切に実施しているか。また、日々の体調管理や記録はどのようにしているか。
5	個人情報管理	・個人情報や個人記録等の保管及び管理方法は適切か。
6	個人負担金管理	・利用者の個人負担金の徴収方法及び管理方法は適切か。
7	安全対策	・配達中に利用者宅で異常等を発見した場合における連絡体制は適切か。 ・配食弁当に異物混入や異常等の報告があった場合の対応方法は適切か。
7	独自提案	・仕様書に定めのない事項で独自提案があるか。
8	価格提案	・本業務に係る委託料が契約限度額以内であり、提案内容に見合った価格であるか。

④審査における留意事項

- ・応募者が1者である場合であっても受託候補者の受託能力を測るため、選考審査を実施する。
- ・審査結果に対する不服及び異議申し立ては一切受け付けない。
- ・選考審査委員会は非公開で開催する。

(7) 選考審査の結果通知

①選考審査結果の確定

- ・審査、評点の結果、確定した順位の最上位の者に本業務の優先契約交渉権を与える。ただし、この者が失格し又は契約交渉が不調となった場合は、次順位の者と契約交渉を行う。
(以後、受託者が決定するまで同様)
- ・審査の結果、評点の合計が同点となった場合は、選考審査委員会で審議のうえ順位を決定する。
- ・参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考し、契約交渉を行う。

②選考審査の結果通知

選考審査の結果については、令和7年11月25日(火)(予定)に通知するとともに、福岡県広川町のホームページで公表する。

12 失格条項

参加事業者もしくは提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

13 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加申込以降、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面「提案参加辞退届(様式6)」により令和7年11月11日(火)17時(必着)までに「14担当課」に提出すること。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (5) 本町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。

ただし、提出された企画提案書等について、広川町情報公開条例(平成14年条例第24号)に

基づく開示請求があった場合は、資料等を開示することにより、今後参加者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合は、「様式第7号」により申し出た部分の開示は行わない。提出事業者においては、「様式第7号」の提出にあたり、プロポーザル担当者と事前に協議した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、本町が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

14 担当課

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

広川町役場 福祉課 高齢者支援係

TEL : 0943-32-1113 FAX : 0943-32-7044 e-mail : kourei@town.hirokawa.lg.jp

窓口の対応可能時間は、土・日・祝日を除く平日 8:30~17:15